

様式第 15 (第 7 条関係)

~~製造所~~
 危険物 貯蔵所 譲渡引渡届出書
~~取扱所~~

(1) ○○年○○月○○日	
岳南広域消防組合 組合長 池田 茂 殿	
(2)届出者	
住所 <u>中野市○○ ○○番地○</u> (電話 <u>00-0000</u>)	
氏名 <u>株式会社○○ 代表取締役 ○○○○</u>	
譲渡又は引渡を受けた者	住所 (3) 中野市○○ ○○番地 電話 00-0000
	氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○
譲渡又は引渡をした者	住所 (4) 中野市○○ ○○番地 電話 00-0000
	氏名 株式会社□□ 代表取締役 □□□□
製 造 所 等	設置場所 (5) 中野市○○ ○○番地
	製造所等の別 (6) 貯蔵所 貯蔵所又は取扱所の区分 (6) 地下タンク
	設置の許可年月日及び許可番号 (7) 平成○○年 ○○月 ○○日 第 ○○○ 号
	設置の完成検査年月日及び検査番号 (8) 平成○○年 ○○月 ○○日 第 ○○○ 号
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量 (9)第 4 類 第 2 石油類 (1,000ℓ) 5,000ℓ 指定数量の倍数 (10) 5 倍
譲渡又は引渡のあった理由 (11) 売買による譲渡	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

【記入要領】

項 目	記 入 要 領	
届出名称	届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所の該当しない施設に一を引いて下さい。	
①年月日	届出書の提出する年月日を記入して下さい。	
②届出者	届出者の住所及び氏名は、譲渡又は引渡しを受けた方の住所及び氏名を記入して下さい。	
③譲渡又は引渡しを受けた者 住所、氏名	譲渡又は引渡しを受けた者の住所、氏名は、これから譲渡又は引渡しを受ける方の住所、氏名を記入して下さい。	
④譲渡又は引渡しをした者 住所、氏名	譲渡又は引渡しをした方の住所、氏名は、最新の完成検査済証等に記載されている設置者と同一の方として下さい。	
製 造 所 等	⑤設置場所	移動タンク貯蔵所にあつては、常置場所（常置場所の変更許可と同時に届け出るものにあつては、許可前の常置場所）を記入して下さい。
	⑥製造所等の別	製造所等の別は、製造所は「製造所」、〇〇貯蔵所は「貯蔵所」、〇〇取扱所は「取扱所」と記入して下さい。 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内」、「給油」等と記入して下さい（「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入することもできます。）。
	⑦設置の許可年月日及び 許可番号	設置の許可年月日及び許可番号を記入して下さい。
	⑧設置の完成検査年月日 及び検査番号	完成検査年月日及び検査番号を記入して下さい。
	⑨危険物の類、品名（指 定数量）、最大数量	品名（指定数量）の記載は、届出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記入して下さい。
	⑩指定数量の倍数	指定数量の倍数を記入して下さい。
⑪譲渡又は引渡のあつた理由	譲渡又は引渡しの別及びその理由を簡潔に記入して下さい。 （例）売買による譲渡、相続したため。	

【添付書類】

次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ①不動産の所有権を証明する謄本等の公文書（不動産登記簿等）
- ②譲渡人及び譲受人もしくは引渡人及び引受人双方連名による「譲渡」もしくは「引渡」の内容を示す私文章等「設置者」の地位を承継を証する書面。
- ③必要により賃貸借契約書の写し。（処分権の移転があるか。）

【職員説明】

【解説】

譲渡とは、売買、贈与等により所有権が移転することをいう。

所有権の内容：（民法第206条）所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

土地所有権の範囲：（民法第207条）土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

処分権があるのが誰又はどの法人なのかを明確にするためのものである。

処分権・・・簡単に言うと売ったり、貸したり、廃止したり決定権を持っている人。

例：危険物で言えば、許可、完成検査済証等交付をすることを「処分」という。
処分権者は、組合長となる。

（1）譲渡の対象事項：所有権移転に基づく事項は、次のものがある。

- ① 契約（売買、贈与、寄託等）
- ② 相続（死亡又は失跡による場合）※法人の場合は該当しない。
- ③ 合併（法人が所有者の場合）※状況により対象にならない。
- ④ 清算（法人が所有者の場合）
- ⑤ 強制執行
- ⑥ 担保権実行（抵当権の実行、再売買予約の実行）

引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。（所有権の移転は含まない。）

例：賃貸借契約に危険物施設の処分権等も含まれているもの。

処分権の移転があるかどうか判断基準となる。

上記の「譲渡」、「引渡」に該当しない場合は、氏名名称変更届出の提出でよい。

- ・法人で代表者が変更された場合